

後期高齢者医療制度のお知らせ

問合せ 国保ねんきん課
☎33-4490

平成31年度の保険料額

保険料額（年額）
上限：62万円

$$= \text{均等割額：47,900円（保険者1人あたり）} + \text{所得割額（総所得金額等－33万円）} \times 9.26\%$$

保険料は被保険者一人一人が納めます。

保険料率は、県内均一です。

均等割額は被保険者全員が等しく負担します。

所得割額は所得に応じて負担します。

後期高齢者医療制度の対象となる人

- ・75歳以上の人
- ・65歳から75歳未満の人で一定の障がいがある人
- ※一定の障がいがある人とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級と4級の一部の人などです。
- ※一定の障がいがある人の加入は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。
- ※生活保護を受けている人と外国人で在留期間が3カ月未満の人は対象になりません。

平成31年度は保険料の軽減内容が見直されます

所得が低い世帯の軽減

均等割額の軽減《5割・2割軽減対象者の拡大と軽減割合の一部が変更》
世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額などの合計額により8割・8.5割・5割・2割軽減されます。



軽減割合	世帯の総所得金額などの合計額
8割	33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下であり、そのほかの所得がない場合 (変更前) 9割軽減 介護保険料の軽減拡充に合わせて軽減率が下がります
8.5割	33万円を超えない世帯
5割	33万円+「28万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯 (27万5000円から拡大)
2割	33万円+「51万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯 (50万円から拡大)

* 均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。

また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

均等割額の軽減《軽減期間が制度加入した月から2年間に》

後期高齢者医療制度に加入する日の前日まで、被用者保険(※)の被扶養者だった人は、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までの間は5割軽減されます。2年経過後は均等割額軽減はありません。なお、所得割については、いずれの期間もかかりません。

※被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

保険料の納め方

特別徴収の人

4月から年金からの差し引き(年6回)により保険料を納めていただきます。また、4・6・8月に年金から差し引かれる保険料額は、保険料決定通知書に記載しています。

普通徴収の人

7月から納付書か口座振替(年9回)により保険料を納めていただきます。また、後期高齢者医療保険に加入されたばかりの人は、年金からの差引開始まで6カ月から1年ほどかかるため、納付書か口座振替での納付が必要です。

特別徴収から口座振替への変更について

後期高齢者医療保険料の納付は原則、特別徴収(年金からの差し引き)ですが、申し出により、保険料を口座振替での納付に変更することができます。

普通徴収世帯(口座振替・納付書払い)…4、5、6月

平成30年度国保税年額の12分の1相当額を各1期分の税額として算定しています。

仮 算 定			本 算 定								
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

特別徴収世帯(年金差引)…4、6、8月

平成30年度6期(平成31年2月)分と同額、または平成30年度国保税年額の6分の1相当額を各1期分の税額として算定しています。

仮 算 定			本 算 定		
1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

平成31年度の国民健康保険税(仮算定)の納税通知書を4月中旬頃までに世帯主宛てに送付します。世帯主が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいる場合、世帯主が納税義務者です。

仮算定期間は1～3期です。平成31年度の国民健康保険税額は、7月の本算定で確定します。

国民健康保険税「仮算定」の納税通知書を送付します

問合せ 国保ねんきん課 ☎33 4 1 1 3

収入が0円の人でも申告が必要です

確定申告や市県民税申告が不要な人(収入が0円の人)でも、国保税の算定や軽減判定をするために、申告が必要な場合があります。

次の人以外は、収入がない場合でも申告が必要です。



- ・給与収入者※
 - ・年金受給者※
 - ・確定申告を税務署にした人
 - ・市県民税の申告を市にした人
 - ・18歳未満の人
- ※給与収入者や年金受給者でも、それ以外に所得がある場合は申告が必要です。

申告がないと次のような不利益を生じる場合があります

- ・国保税の算定に用いる所得が分からないため、標準的な課税となり、低所得世帯であっても国保税が軽減されない。
- ・前期高齢者(70～74歳)の負担割合、食事代減額や高額療養費支給の自己負担額の判定ができない。

平成31年度介護保険料の仮徴収

問合せ 長寿支援課 ☎32 1 1 7 5

特別徴収の人(年金天引きの人)

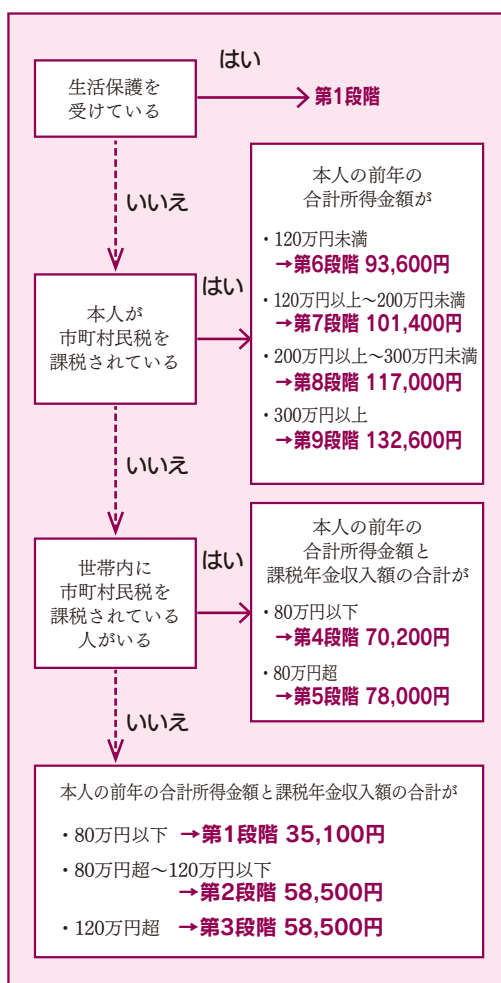
65歳以上の人の介護保険料は、平成30年分の所得が確定するまでは、暫定的に前年度の所得などに応じて算定した額を納める「仮徴収」を行います。

「仮徴収」を行うことで、1期あたりの保険料を抑えることができます。

普通徴収の人(納付書払いや口座振替の人)

納付書や口座振替で介護保険料を納める方法を普通徴収といいます。納付書払いの人には4～6月分の納付書を、口座振替の人には4～6月に口座から引き落とす予定の金額を明記した通知はがきを送付します。

仮徴収(4月～6月)
本徴収(7月～翌年3月)



年金支給時に介護保険料を差し引く方法を特別徴収といいます。

特別徴収の人は4月分と6月分の介護保険料は2月分の介護保険料と同額となるため、4月の通知はがきを送付しません。

ただし、4月特別徴収開始の人には、通知はがきを送付します。

仮徴収(4月・6月・8月)
本徴収(10月・12月・翌年2月)

※7月以降(特別徴収の人は8月年金天引きから)の介護保険料は、前年の所得が確定し、年間の介護保険料が決定する7月中旬に発送します。